

令和7年度 青梅市立新町中学校いじめ防止基本方針

1 学校におけるいじめ防止のための基本方針

学校は、生徒にとって安全に生活できる場でなければならない。しかしながら、現状では学校生活の中でいじめ問題が大きな課題になっている。本校では、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題と無関係な生徒はいない」との認識に立ち、全校生徒が「いじめのない明るい学校生活」を送ることができるように、「青梅市立新町中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

この基本方針は、いじめ防止対策推進法、東京都いじめ防止対策推進条例、青梅市いじめの防止に関する条例、いじめの防止等のための基本的な方針、東京都いじめ防止対策推進基本方針にもとづき、いじめ防止の対策を推進するための基本方針とする。

2 いじめ防止の基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、生徒に対して他の生徒が行う心理的、物理的な影響を与える行為である。そして、行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、被害者が苦痛を訴えなくても加害者の行為が人権意識を欠く言動の場合はいじめと認知する。

(2) いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた生徒の基本的権利を侵害し、心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を及ぼす、生徒の心に長い傷を残す。ゆえに、いじめは絶対に許されない行為である。

(3) いじめから生徒を守る

いじめを受けた生徒の気持ちを受け止め、安心して学校生活ができるように組織で対応する。

(4) いじめをしない、させない学校づくり

誰もが安心して生活できる学校づくりのために、生徒による主体的な取り組みを実践し、生徒間でいじめは許さない、見過ごさない雰囲気をつくる。また、教員のいじめ問題への指導力を高めるとともに、生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を家庭・地域と共に学校全体で実践していく。

3 いじめ防止のための取組

(1) 誰もが安心して豊かに生活できる学校づくりに努める

ア 個々の生徒を褒めて自信をもたせる指導

- ・学級活動、生徒会活動、学級活動、部活動等において、全ての生徒に活躍の場を与える。特にクラス内では、一人一人の生徒の居場所づくりに努めていく。
- ・日常の学校生活を通して、生徒が努力した姿を認め、褒めていくことで、生徒一人一人に自信をもたせていくように努める。

(2) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める

ア 教師による日常的な取組

- ・生徒に寄り添い、小さな変化も見逃さない指導体制を確立する。
- ・生徒との信頼関係を築き、安心して相談できる関係を確立する。

イ いじめゼロ宣言

- ・いじめゼロを目指した標語、ポスター掲示、グリーンリボン運動等の生徒会活動を推進する。
- ・関係小学校の児童会と連携し、いじめ撲滅の活動を推進する。

(3) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動に努める

ア 一人一人が活躍できる学習活動

- ・学習活動において、主体的な対話を通じた学び合いと一人一人の生徒の発表の場を設定するように努める。
- ・少人数授業、個別指導を重視し、個々の生徒が「分かった」という達成感をもてる学習活動に努める。

イ 人とかかわり方を身に付けるためのトレーニング

- ・人権教育、道徳教育の充実を通して、自分の大切さや他人の大切さを認められるように努める。
- ・教職員の研修には、東京都教育委員会「教員のいじめ問題への対応力を高めるために」 ― いじめ総合対策（令和3年2月） ― を活用し、いじめ防止のための「実践プログラム」等を実践する。
- ・行事や体験活動を重視し、相手の立場を理解し、思いやる心を育てるように努める。

（4）いじめ防止に関する授業を年3回以上実施する。

4 いじめの早期発見・早期対応

（1）いじめ早期発見のために、様々な手段を講じる

ア 青梅市いじめ防止対策強化月間にいじめに関するアンケート調査を行い、生徒の悩みや人間関係を把握する。

イ 教師による日常の取組として、休み時間や放課後も生徒と共に活動をするなど、生徒の小さな変化も見逃さないようにする。また、生徒が安心して相談できるような信頼関係づくりに努力する。

ウ 「運営委員会」および「特別支援会議」を毎週1回開催して情報共有の場とし、生徒情報をまとめて全教員に回覧する。

エ スクールカウンセラーが授業や休み時間での生徒観察を実施する。また、中学1年生を対象にした全員面談を1学期中に実施する。

オ 原則、アを含む月1回のいじめに関するアンケートを実施、年3回の学校生活アンケート実施し、生徒の声を汲み取る機会とする。

（2）いじめ早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決に当たる

ア いじめを発見したときは、疑いも含めて学校いじめ対策委員会の中で、迅速かつ丁寧な聞き取り調査で対応し、学級担任だけで抱え込むのではなく、校長以下、「学校いじめ対策委員会」で学校組織として対応策を考える。

イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を優先的に考え、いじめられている生徒に対しての心のケアを大切にする。

また、加害生徒に対しては毅然とした態度で指導に当たる。被害生徒および加害生徒の保護者に連絡し、協働した指導に当たる。

ウ いじめの程度によってスクールカウンセラーや警察等の関係機関との連携を図る。また、いじめの疑いも含めた発見時より、青梅市教育委員会に報告・連絡・相談を綿密に行い、指導主事等の派遣、指導を受ける。

5 いじめの重大事態への対応

ア いじめられた生徒の安全確保、心のケアを最優先し、全教職員で解決にあたる。

イ 重大事態発生については、疑いも含めて速やかに青梅市教育委員会へ報告し、同委員会の指導、助言の下に連携し、問題解決にあたる。また、青梅市教育委員会が行う調査に協力する。

ウ 調査の結果については、いじめを受けた生徒の保護者に対して事実確認等の情報を適切に提供する。

エ 解決に向けて取り組む際は、当該生徒の保護者の理解と協力を求め、カウンセリング等の対策を講じながら、生徒のケアに努める。

6 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校いじめ対策委員会

校務分掌に「いじめ対策委員会」を位置付ける。いじめ防止や対策についての措置を実効的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、学年主任、進路指導主任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラーによるいじめ防止対策委員会を設置する。委員会は、運営委員会^(※1)の中で議題とし、毎週、開催する。

(2) 学校サポートチーム

生徒の健全育成上の諸問題について未然防止、早期解決を目指して学校運営連絡協議会を母体に、事案に応じて教職員、保護者、子ども家庭センター、児童相談所、民生児童委員、保護司、青梅警察、スクールソーシャルワーカー等で組織する。いじめ防止対策推進法第22条に基づき、学校サポートチームが連携・協力して「学校いじめ対策委員会」を支援する。

(※1) 運営委員会

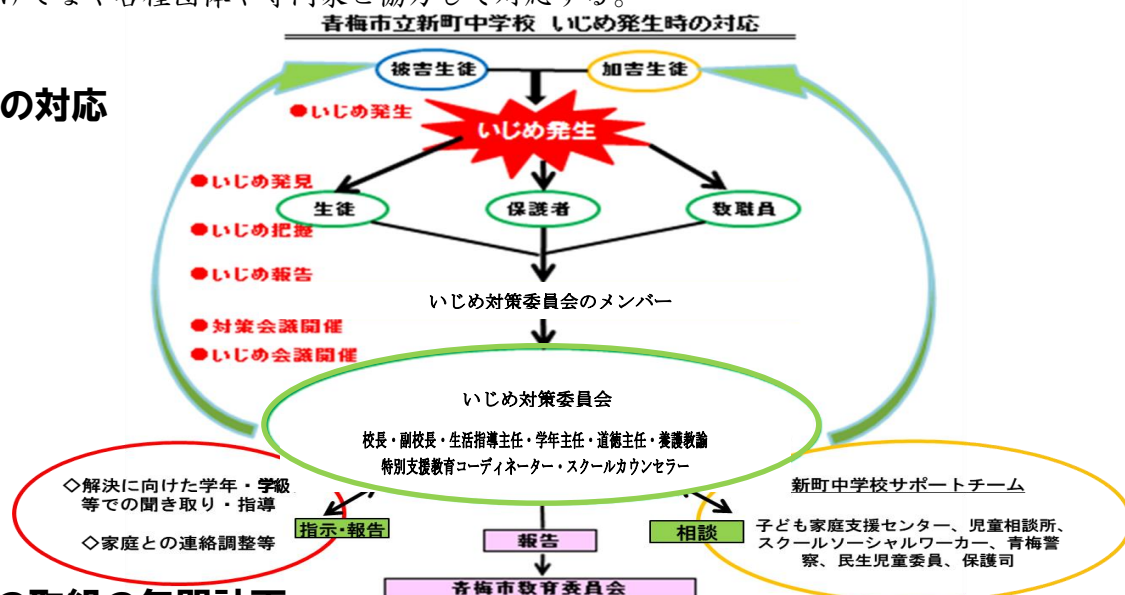
校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、教務主任、学年主任で構成し、週1回開催し、各学年の生徒の状況をまとめ、全教員に回覧して情報を共有する。

(3) いじめに関する教員の研修を年に3回以上実施する。

7 家庭や地域、関係機関との連携

- (1) いじめ問題が発生した時は、家庭との連携を普段以上に密にし、学校側の取組について情報を正確に伝えるとともに、家庭での様子や交友関係について情報を集めて指導に生かす。決して学校だけで解決を図ろうとしない。
- (2) いじめられている生徒が学校や家庭で相談できない場合は、「いのちの電話」等のいじめ問題等の相談窓口を利用するように促す。
- (3) いじめの事実を確認した場合は、青梅市教育委員会へ報告する。重大事態発生時は、疑いも含め、青梅市教育委員会に助言・指導を求め、学校として組織的に対応する。
- (4) PTAや地域の会合で、いじめ問題等、健全育成についての話し合いや情報交換を行う。
- (5) 青梅市教育相談所や青梅市子ども家庭支援センター、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、養護教諭と連携しながら指導を行う。
- (6) 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して対応する。

8 新町中学校 いじめ発生時の対応



9 いじめ問題への取組の年間計画

授 授業、 研 研修、 ※サポートチーム:学校サポートチームで学校運営連絡協議会を中心に構成、

	情報収集・生徒理解		指導・啓発活動	対 策 会 議 教員の資質向上	その他
4月	アンケート① 【春休み～4月】	保護者会①	授①学活 共同生活と個性の尊重	アンケート結果への対応 (以下8月を除き毎月★) ・青梅市いじめ防止条例及び 学校いじめ防止基本方針理解	青梅市 強化月間
5月	アンケート② 【5月】		授②学活 望ましい人間関係の構築	研「いじめ」定義の正しい理解に基づく確実 な認知及び対応方法の確認	
6月	アンケート③ 【6月】		都ふれあい月間 生徒会いじめゼロ企画 (グリーンリボン運動)	・「いじめ」早期発見のための情報共有	青梅市 強化月間
7月		三者面談①	授③道徳 生徒会いじめゼロ企画 (全校でいじめを考える)		※サポートチ ームとの共通 理解の形成
8月				研いじめ問題への対応事例	基本方針 の見直し
9月	アンケート④ 【7月～9月】 (無記名可・持ち帰り)			・「いじめ」を生まない環境づくり 小中連携 新町中校区いじめゼロ標語	青梅市 強化月間
10月	アンケート⑤ 【9月～10月】			・いのちの大切さに関する 指導の充実	サポートチ ーム等との意見 交換
11月	アンケート⑥ 【10月～11月】		都ふれあい月間	・ 自己の取組を点検する レーダーチャートの活用	青梅市 強化月間
12月		三者面談②		・ いじめ問題の解消に向けた 組織的な取組	
1月	アンケート⑦ 【12月～1月】		授④道徳授業 地区公開講座～家庭や サポ-トチームとの意見交換会～	研いじめの解消に向けて効果 のあった取組	
2月	アンケート⑧ 【2月】		都ふれあい月間		青梅市 強化月間
3月		保護者会②		・ いじめについて学校と 共に考える	